

委任専決処分第2号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年11月16日に栗東市道笠川小平井線を相手方が自転車で通行中、道路上のグレーチングにより怪我及び自転車を損傷した事故に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年3月25日

栗東市長 野村 昌弘

損害賠償額 41,016円

報告第2号資料

市道笠川小平井線を相手方が通行中、道路上のグレーチングにより怪我及び自転車が損傷した
事故

事故発生日時 令和元年11月16日 午前11時00分頃
事故発生場所 市道笠川小平井線笠川地先
相手方 西村 勉
相手方損害額 治療費・車両修繕費等実費負担分 58,594円

事故発生状況及び経過

市道笠川小平井線を相手方が自転車で通行中、道路上のグレーチングと枠の隙間に自転車の
タイヤがはまり転倒された。右肩等に怪我、自転車は前輪がパンクした。

令和元年11月16日 事故発生
相手方より治療費等の報告を受け、保険会社に報告
令和2年 6月12日 保険会社より市に提示された損害賠償額をもとに相手方と協議
令和3年 3月 2日 相手方と協議が整う
3月25日 損害賠償額の専決処分

市から相手方への損害賠償金 41,016円

(市の過失割合70%)